

令和8年8月13日から大雨に伴う災害により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置について

2026年8月19日

関西電力株式会社

令和8年8月13日から大雨に伴う災害により被災されたお客さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当社は、大雨の影響により災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講じることとしました。

記

1. 対象地域

国が定める災害救助法の適用地域（別紙）のうち、当社が供給する地域

2. 特別措置の内容

（1）支払期日の1ヶ月延長

2026年7月分、8月分、9月分および10月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から30日目）を1ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。

（2）不使用日の電気料金の免除

被災日から2027年2月末日までの間で、被災日から継続して電気を使用されない場合、電気料金の算定期間ごとに、電気を使用されない日数1日ごとに料金表に規定する基本料金の4パーセント※を割り引きます。

※特別高圧・高圧のお客さまは、託送料金における割引相当額を基本料金から割り引きます。

（3）被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除

お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、2027年2月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

（4）工事費負担金等相当額の免除

災害救助法適用地域のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が当該災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

3. 特別措置の申込方法

本特別措置の適用を希望される場合は、市町村へ罹災証明の発行申請等を行っていただき、以下連絡先までお問い合わせください。

（お問合わせ先）

低圧のお客さま	「はぴeプラス」をご利用のお客さま	0800-777-8094
	「動力おとくプラス」をご利用のお客さま ※「はぴeプラス」を併せてご利用の場合も含む。	0120-926-280
特別高圧・高圧のお客さま		0120-926-280

以上

災害救助法の適用地域

都道府県	市町村	適用日
千葉県	千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町	8月13日

以上